

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 1 号

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部改正について

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

市立函館保健所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

市立函館保健所使用料及び手数料条例（昭和 2 3 年函館市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

| | | | | |
|--|---|------------------------------|-----|---------|
| 薬事法第 2 4 条第 1 項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査 | 一般販売業， 薬種商販売業 または特例販 売業 1 種の審 査 | 医薬品販売 業許可申請 手数料 | 1 件 | 29,000円 |
| | 特例販売業 2 種の審査 | | 1 件 | 7,300円 |
| 薬事法第 2 4 条第 2 項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 | 一般販売業， 薬種商販売業 または特例販 売業 1 種の審 査 | 医薬品販売 業許可更新 申請手数料 | 1 件 | 11,000円 |
| | 特例販売業 2 種の審査 | | 1 件 | 3,200円 |
| 薬事法第 2 6 条第 3 項ただし書の規定に基づく医薬品の販売または授与の相手方の変更の許可の申請に対する審査 | | 医薬品販売 先等変更許 可申請手 数料 | 1 件 | 7,100円 |

を

| | | | | |
|--|-----------------|-----|---------|---|
| 薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可の申請に対する審査 | 医薬品販売業許可申請手数料 | 1 件 | 29,000円 | に |
| 薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業および特例販売業2種を除く。）の許可の更新の申請に対する審査 | 医薬品販売業許可更新申請手数料 | 1 件 | 11,000円 | |
| 薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業（特例販売業2種に限る。）の許可の更新の申請に対する審査 | | 1 件 | 3,200円 | |

改め、「薬事法第25条第3号に規定する」を削り、「高度管理医療機器等」を「または高度管理医療機器等」に改め、「または医薬品の販売もしくは授与の相手方の変更の許可証」を削る。

附 則

- この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の公布の日から平成21年5月31日までの間においては、手数料を徴収する事務ならびに名称、単位および金額については、この条例による改正前の市立函館保健所使用料及び手数料条例別表第2に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

| 手数料を徴収する事務 | 名 称 | 単 位 | 金 額 |
|--|---------------|-----|---------|
| 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第19条第1項の規定に基づき改正法の施行前に行う薬事法（昭和35年法律第145号）第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可の申請に | 医薬品販売業許可申請手数料 | 1 件 | 29,000円 |

| | | | |
|---|-----------------|-----|---------|
| 対する審査 | | | |
| 改正法附則第19条第1項の規定に基づき改正法の施行前に行う薬事法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業（配置販売業を除く。）の許可の更新の申請に対する審査 | 医薬品販売業許可更新申請手数料 | 1 件 | 11,000円 |

- 3 この条例の施行の日から平成27年5月30日（医薬品の販売業の許可証に係るものにあつては、平成24年5月31日）までの間においては、手数料を徴収する事務ならびに名称、単位および金額については、この条例による改正後の市立函館保健所使用料及び手数料条例別表第2に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

| 手数料を徴収する事務 | 名 称 | 単 位 | 金 額 |
|--|--------------------|-----|--------|
| 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号。以下「改正政令」という。）附則第2条から第4条までの規定によりなおその効力を有することとされる改正政令第1条の規定による改正前の薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下「旧令」という。）第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証または医薬品の販売もしくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付 | 医薬品販売業許可証等書換え交付手数料 | 1 件 | 2,000円 |
| 改正政令附則第2条から第4条までの規定によりなおその効力を有することとされる旧令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証または医薬品の販売もしくは授与の相手方の変更の許可証 | 医薬品販売業許可証等再交付手数料 | 1 件 | 2,900円 |

| | | | |
|------|--|--|--|
| の再交付 | | | |
|------|--|--|--|

(提案理由)

薬事法および北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部
改正に伴い規定を整備するため